

2005年11月14日  
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2005年11月7日付けで諮問（第163号）された固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことは、3審議会の判断理由の(2)に述べたところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

環境事業センターでは、平成18年4月から新たに湘南大庭地区・明治地区・善行地区・湘南台地区・六会地区の一部をモデル地区として戸別収集を実施する予定であり、ごみの集積場所が指定されていない集合住宅等についてごみ集積場所の届出が必要となることから、対象となる集合住宅等の土地及び建物所有者の氏名及び住所について、目的外利用の依頼がなされたものである。

### (2) 目的外に利用させる必要性について

環境事業センターから目的外の利用について依頼のあった集合住宅等の土地

及び建物所有者の情報は、登記所において申請し確認することが可能であるが対象が約1,200件と多数であり、目的外に利用させることが合理的であること、環境事業センターでは当該情報を保有していないことから、本人から収集することができないことにより、集合住宅等の入居者がごみを持ち出せないことにもなるため、目的外に利用させる必要がある。

ア 目的外に利用させる個人情報

資産税課で管理する土地及び家屋課税台帳のうち、集積場所のない集合住宅等の土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所（約1,800件）

イ 個人情報を提供する方法

平成18年度モデル地区内のごみ集積場所が未届出の集合住宅等を環境事業センターで調査し、その土地・建物リスト(約1,200件)を資産税課に提出し、当該リストに基づき資産税課から土地所有者及び建物所有者の氏名・住所を紙ベースで環境事業センターに提供するもの。

(3) 本人通知の省略について

本業務の目的は、可燃ごみ・不燃ごみを従来の共同の集積場所（ステーション）方式から戸別収集方式に変更し、ごみの排出量の削減と市民の利便性の向上を図るものであり、本人に通知しないことが不利益となるものではなく、対象が約1,200件の集合住宅等で対象者が多数となり、通知することにより費用負担及び事務量が過分となることから本人通知を省略するものであるが、自己情報のコントロール権を保障する必要から、何らかの方法で環境事業センターにおいて本人に周知を図ることを条件として、目的外に利用させるものである。

(4) 全市個別収集について

環境事業センターにおいては、可燃ごみ・不燃ごみの戸別収集の実施について、平成18年6月議会において「藤沢市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」の改正を予定し、条例改正後の平成19年4月から全市域において可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集の実施を予定するものである。

全市戸別収集の実施に当たっては、アパート等の集合住宅の土地及び建物所有者の把握が必要であり、平成18年度モデル地区戸別収集の実施に伴う本諮問における諮問項目及び内容が同一となることから、全市個別収集の実施に当たっては、来年6月予定の条例改正に伴う議会議決結果及び全市個別収集開始に伴うスケジュール等が確定した時点で、今回と同様に集合住宅等の土地及び建物所有者の情報を環境事業センターに目的外に利用させることとしたい。

(5) 実施時期について

2005年12月1日以降を予定

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

#### (1) 目的外に利用させる必要性について

ア 実施機関の説明によると、環境事業センターにおいて平成18年度から予定する可燃ごみ・不燃ごみ戸別収集のモデル地区の拡大に伴い、ごみ集積場所が指定されていない集合住宅は約1,200件とのことである。

イ 環境事業センターでは、ごみ集積場所の届出がなされていない集合住宅等の土地及び建物所有者の情報を直接現地で調査確認するものであるが、把握ができない集合住宅等の土地・建物リストを作成し、実施機関から当該リストに基づく土地及び建物所有者の個人情報の提供を受けるとのことである。

ウ 対象となる集合住宅等の戸数が1,200件と多数であり、当該集合住宅等の土地及び建物所有者の情報を、実施機関が環境事業センターに利用させることが合理的であり、また環境事業センターにおいて当該集合住宅等の土地及び建物所有者の情報を把握していないことから、本人から収集することや本人からの同意を得られないことにより、集合住宅等の入居者がごみを持ち出せないことになるため、目的外に利用させる必要性が認められる。

#### (2) 目的外に利用させることに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

ア 実施機関の説明によると、本業務の目的は可燃ごみ・不燃ごみの収集を戸別収集に変更し、住民の利便性の向上を図るものであり、本人に通知しないことが不利益となるものではなく、対象が多数で通知することにより費用負担及び事務量が過分となることから本人通知を省略したいとのことであった。

イ しかし、実施機関では自己情報のコントロール権を保障する必要から、環境事業センターにおいて、何らかの方法で集合住宅等のごみ集積場所の確保に伴い、当該集合住宅等の土地及び建物所有者の個人情報を目的外に利用することについて周知を図ることにより、本人への通知を省略したいとの説明であった。

ウ 通知しないことが本人の不利益となるものではなく、また対象が多数であるため通知に要する費用や事務量が過分となるとの説明であるが、条例の原則に照らせば本人への通知を省略する合理的理由に乏しいものと思料される。

よって、自己情報のコントロール権を保障する必要から、実施機関及び環境事業センターにおいて何らかの方法で必ず周知することを求めたうえで承認するものである。

以 上

